

教 職 第 2703 号  
令和5年(2023年)3月30日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）様  
（各市町村立学校長（札幌市立を除く））

北海道教育委員会教育長  
倉 本 博 史

「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の改定について（通知）

このことについて、本日、別添のとおり改定したので、通知します。

この方針は、昨年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や部活動関係者会議での御意見等を踏まえ、改定を行ったものです。

道立学校につきましては、令和5年（2023年）4月1日以降「道立学校に係る部活動の方針」に基づき、取組をお願いします。

また、市町村教育委員会におかれましては、改定の趣旨を御理解いただき、必要に応じて「設置する学校に係る部活動の方針」の見直しをお願いします。

部活動対策推進係  
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
電 話 011-206-6067（直通）